

遺言書情報証明書のご案内

遺言書情報証明書とは？

遺言者が亡くなられた場合、相続人等は、遺言書保管所（法務局）に保管されている遺言書の内容が記載された証明書を取得することで、遺言書の内容を知ることができます。この証明書は、今まで遺言書の原本を必要としていた相続登記や銀行での各種手続（例：預貯金の払戻し）等、様々な相続手続にご利用いただくことができます。家庭裁判所での検認は不要です。

相続開始から遺言書情報証明書の交付までのスムーズな進め方

ステップ1

法定相続情報一覧図の写し（住所の記載あるもの）の交付を受ける

ステップ2

「遺言書情報証明書」交付の請求をする

以下で解説
します！



ステップ1 「法定相続情報一覧図の写し（住所の記載あるもの）」の交付を受ける

法定相続情報一覧図をおすすめする理由！

- ◎各種相続手続（法務局、銀行、税務署など）をするに当たって、手続の都度、**戸籍の束を繰り返し提出する必要がなく**、各種相続手続をスムーズに行うことができます。
- ◎必要な通数を**無料**で取得することができます（再交付も無料です。）。

利用可能なお手続

- ・預貯金の払戻し → 銀行等金融機関に!!
- ・相続税の申告 → 税務署に!!
- ・相続登記 → 法務局に!!
- ・遺族年金 → 年金事務所に!!

同時に提出でき、戸籍の束が不要！
その他各種名義変更の届出等にも利用可能！

法定相続情報一覧図の写しの取得方法等については、[こちら](#)をクリックしてご確認ください！



ステップ2 「遺言書情報証明書」交付の請求をする

遺言者情報証明書は、全国どの遺言書保管所でも請求することができます。請求方法は、①窓口請求と②郵送請求があります。

※窓口請求の場合、交付までに長時間お待ちいただく場合がありますので、郵送で請求いただくことをおすすめします！

詳細は次ページを
ご参照ください！



遺言書情報証明書の請求方法

おすすめ!

郵送請求の場合

- ① 必要書類等を遺言書保管所へ送付する



必要書類等

様式は、[こちら](#)からダウンロード!

- 1 遺言書情報証明書交付請求書
- 2 法定相続情報一覧図の写し
(ステップ1で交付を受けたもので、**発行3か月以内※のもの**)
※発行後3か月が過ぎた場合は、再交付を受けてください。
- 3 手数料 (証明書1通につき
1,400円(収入印紙))
※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。収入印紙は消印や割印の処理はしないでください。
- 4 ご自身の住所を記載した返信用封筒及び切手

※受遺者・遺言執行者等が請求する場合、請求人の住民票の写し(発行3か月以内)も必要です。

- ② 後日、請求者の住所宛てに遺言書情報証明書が送付されます



窓口請求の場合

- ① 交付請求の予約を行う
※交付請求の予約は、電話又は専用HPから受け付けております。
- ② 予約日に遺言書保管所へ必要書類等を持参して来庁する



必要書類等

左記1から3の書類等

- 4 請求者本人を確認できる書類
→マイナンバーカード、
運転免許証等
(有効期限内のもの)

※受遺者・遺言執行者等が請求する場合、請求人の住民票の写し(発行3か月以内)も必要です。

- ③ 遺言書情報証明書を受け取る

《請求書の送付先及びお問合せ先》

○奈良地方法務局HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/>

奈良地方法務局

検索

○奈良県内の遺言書保管所

・奈良地方法務局(供託課)

〒630-8301

奈良市高畑町552番地

☎0742-23-5456

・奈良地方法務局葛城支局

〒635-0096

大和高田市西町1-63

☎0745-52-4941(音声案内⑤)

・奈良地方法務局桜井支局

〒633-0062

桜井市大字粟殿461-2

☎0744-42-2896

・奈良地方法務局五條支局

〒637-0043

五條市新町三丁目3-2

☎0747-22-2484



(遺言書情報証明書)



(自筆証書遺言書保管制度)